

使用料・手数料を 見直します



令和5年7月
三 木 市

Q I : 何の使用料・手数料を見直すの？



A I : 使用料 : 公民館などの各施設の貸室

手数料 : 市税などの督促手数料のみ
(証明手数料等は、据置き)



Q2：減免の制度も見直すの？



A2：このたびは、減免（料金の減額
または免除）の取扱いは全く
見直しません。

Q3：なぜ、今、使用料・手数料を見直す必要があるの？



A3：①料金を20年以上据え置いています。

- ・使用料は平成14年から、手数料は平成12年からそれぞれ見直していません。

⇒料金を定期的に見直す仕組みが必要です。
今後は、原則として5年ごとに見直します。

②料金額設定の根拠が不明です。

- ・なぜその料金となっているのかを説明できる統一した料金設定の考え方が必要です。

Q4：「統一した料金設定の考え方」って
どのようなこと？



A4：①「受益者負担」が原則です。

- ・行政サービスを利用する人と利用しない人の「負担の公平性」を考慮し、利用者（受益者）に応分の負担をしていただくことを原則とします。

②受益者負担割合を設定します。

- ・行政サービスの目的や性質に応じ、利用者と公費（税）の負担割合を設定します。



Q5：見直す料金はどのように決めるの？



A5：行政サービスの提供に要する原価（コスト）を基に料金を算定します。

- ・具体的には、
「施設の維持管理経費」や「住民票の発行に要する経費」などの原価（コスト）に、受益者負担割合を乗じて算定します。

使用料・手数料＝原価（コスト）×受益者負担割合

Q6：現行料金からどれくらい上がるの？



A6： 原価から算定し、仮に3倍の料金となったとしても、激変緩和措置として、1.5倍を上限とした上で、近隣自治体との均衡も図ります。


なお、見直した結果、料金が下がる施設もあります。



Q7：料金の計算例を教えてください。



A7：公民館の会議室(床面積50㎡)の例

- 
- ① 1㎡あたりに要しているコスト = 22円/㎡
 - ② 会議室のコスト $22\text{円}/\text{㎡} \times 50\text{㎡} = 1,100\text{円}$
 - ③ 利用者の負担 $1,100\text{円} \times 50\% = 550\text{円}$
 - ④ 改定上限額 200円 (現行料金) $\times 1.5\text{倍} = 300\text{円}$
 - ⑤ 改定額 = 300円 となります。

この例では、皆さんの負担 (300円) は、全体コスト (1,100円) の27%となります (注)施設により異なります。)

Q8：各施設で料金は違うの？



A8： 貸室の面積区分に応じた料金設定と
しているため、同じ面積区分の貸室で
あれば同じ料金となります。

施設により使用料に差があると、
不公平となります。

(詳しくは、次のページへ)

●貸室区分の料金表

貸室の区分(現行)		現行料金 (円/時間)	貸室の区分(改定案)	改定料金(案) (円/時間)	改定率
30㎡未満の室		100	30㎡未満の室	150	150%
30㎡以上50㎡未満の室		150	30㎡以上50㎡未満の室	200	133%
50㎡以上100㎡未満の室		200	50㎡以上100㎡未満の室	300	150%
100㎡以上の室		400	100㎡以上200㎡未満の室	600	150%
大会議室	400㎡未満	1,200	200㎡以上400㎡未満の室	1,200	100%
	400㎡以上500㎡未満	1,300	400㎡以上の室	1,500	115%
	500㎡以上	1,500			100%
料理実習室		500	調理実習室	600	120%

Q9：見直し後の料金はいくらになるの？



A9：各施設の料金表で説明します。

(次のページへ)

使用料・手数料の見直しに係る市民説明会資料

●青山公民館

(単位:円)

貸室等名	床面積 (㎡)	1時間当たり の原価	現行料金	改定料金 (案)	改定料金 (案)と現行 料金の差額	改定率	原価に対する 受益者負担率
大会議室 (体育館)	568.0	8,236	1,500	1,500	0	100.0%	18.2%
中会議室	148.0	3,019	400	600	200	150.0%	19.9%
多目的室	62.0	1,364	200	300	100	150.0%	22.0%
研修室	43.0	1,075	150	200	50	133.3%	18.6%
講習室	66.0	1,452	200	300	100	150.0%	20.7%
地域交流室	58.0	1,276	200	300	100	150.0%	23.5%
料理実習室	67.0	1,514	500	600	100	120.0%	39.6%
談話室	41.0	1,025	150	200	50	133.3%	19.5%

Q10：いつから新料金となるの？



A10：令和5年9月市議会で新料金を
提案し、議決されれば、半年間
の周知期間を経て、
令和6年4月1日から新料金
となります。



使用料・手数料の見直しに係る市民説明会資料

2023（令和5）年 7月

作成 三木市 総務部 経営管理課

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000（代表）